天神川駅（仮称）周辺整備事業ニュース
第　１４　号
発行　平成１６年６月１６日

うずまさ

京都市建設局都市整備部
拠点整備課
（TEL０７５－８２２－７４５３）

市街地再開発事業の権利変換計画が認可されました

日頃は，天神川駅（仮称）周辺整備事業に御理解，御協力をいただき，誠にありがとうございます。

さて，太秦東部地区第一種市街地再開発事業において，平成１６年４月１７日から同月３０日まで権利変換計画を縦覧したところ，意見書の提出がありませんでしたので，原案のとおり権利変換計画を京都府知事に認可申請をしました。その結果，平成１６年６月４日付けで京都府知事の認可を受け，同月１１日に権利変換計画の認可公告をしましたので，お知らせします。

事業計画の決定の公告
平成１６年２月１２日

↓ （権利変換を希望しない旨の申出）

評価基準日
平成１６年３月１３日

評価基準日とは
権利者の土地建物等の従前権利の価額等の評価の時点となる日です。

↓ （市街地再開発審査会）

権利変換計画の縦覧
平成１６年４月１７日
から同月３０日まで

権利変換計画とは
従前の権利を従後の再開発ビルのどこに，どのような権利として変換するか等を定める計画です。

市街地再開発審査会とは
権利変換計画，意見書の採否等の議決を行います。学識経験者３名と権利者２名の合計５名の委員で構成します。権利変換計画の同意又は議決を行います。

↓ （権利変換計画の認可申請　京都府知事の認可）

権利変換計画の認可公告
平成１６年６月１１日

↓

権利変換期日
平成１６年７月１２日

権利変換期日とは
権利変換計画の内容に従って，権利が一括して変換される日です。

↓

土地の明渡し，再開発ビルの着工
平成１７年秋頃

土地区画整理事業

太秦東部地区土地区画整理審議会の委員の補欠選挙を行います。
⇒裏面参照

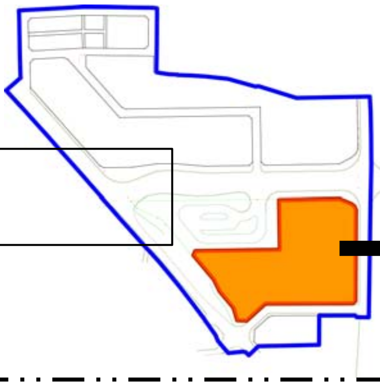

市街地再開発事業

権利変換計画が認可されました。
⇒上記参照

土地区画整理審議会の委員の補欠選挙があります

現在，太秦東部地区土地区画整理審議会の委員に欠員が２名（土地所有者及び借地権者１名ずつ）生じています。そのためこの度委員の補欠選挙を行いますのでお知らせします。補欠選挙の流れは次のとおりです。

なお，立候補者の数が定数を超えない場合，選挙は行いません。

審議会の委員の補欠選挙の流れ

６月２８日（月）

選挙人名簿の作成基準日

この日現在での当地区内の土地所有者及び借地権者の名簿を作成します。

↓

７月　２日（金）～７月１５日（木）

選挙人名簿の縦覧

選挙人名簿に記載漏れや誤り等の異議があれば，この期間内に申し出ることができます。選挙人名簿は７月２３日に確定します。

↓

７月２６日（月）～８月　２日（月）

立候補の受付

確定した選挙人名簿に記載されている方であれば，土地所有者，借地権者ごとに立候補することができます。

今回は借地権者の権利移動等が多いため審議会委員の定数が変動し，借地権者の選挙は行わず土地所有者から２名選出する可能性があります。名簿が確定した後に定数も確定します。

↓

８月２２日（日）

選挙期日（投票・開票）

～ 審 議 会 委 員 の 役 割 ～

太秦東部地区土地区画整理審議会（以下『審議会』という。）は，地区内に土地を所有されている方（土地所有者）や借地権のある方（借地権者）の御意見などを事業に反映させるため，土地区画整理法に基づいて設置されています。審議会の委員は学識経験者と権利者の代表で構成されています。

今後とも，皆さんの太秦東部地区土地区画整理事業への御理解，御協力をいただきますよう，よろしくお願いいたします。